

調査結果を踏まえた検討のまとめ (バイオエタノールの導入拡大に係る危険物規制)

消防庁危険物保安室

海外調査の報告

➤ 調査結果は以下のとおり。

①部材の適合性（地下タンク、配管、固定給油設備のホース等）

・ 諸外国では、地下タンクの設置は**二重殻タンクが前提**となっている。バイオエタノールの導入時に既設の直接埋設された鋼製一重殻タンク（**一重殻タンク**）の使用を**全面的に禁止**しているわけではない。また、既設のタンクを**コーティング**する場合は、**耐性が認証**された材料を用いることとされている。**配管やホース等**も同様に**認証品に限定**されている。

（参考）日本においても、地下タンクの設置は**二重殻タンクが前提**となっているが、**一重殻タンクも一定数存在**しており、設置条件に応じて**コーティング等の流出防止対策**を講ずることとされている。また、**配管、ホース等**についても、**容易に劣化しないこと等の基準**が設けられている。

②漏えい時の対策

・ 諸外国では、油分離槽の設置が義務となってる。また、ドイツにおいては、バイオエタノールの導入に際して、分離された液体を3か月以内に回収する等、運用基準が強化される。

（参考）日本においては、バイオエタノール導入時に、**油分離槽に加えて収容設備の設置※を義務付けている**。

また、油分離装置にたまった危険物は、あふれないように随時くみ上げることを義務付けている。（危政令第24条）

※一定量以上を収容できる油分離槽を設けた場合は、収容設備等の設置を要しない（平成24年消防令第2号）

③消火設備の有効性

・ 諸外国においては、バイオエタノールへの対応として主に**粉末消火器を設置**している。
・ また、フランスについては、無人SS等に**泡消火設備を設置**している。

（参考）日本においても、粉末消火器の設置が一般的である。また、セルフSSにおいては、消火器に加え、泡消火設備を設置している。

④誤給油への対策

・ 欧州では、**統一ラベルによる表示が義務化**されている。
・ 米国、インドにおいても、ステッカーの貼付により注意喚起をしている。

（参考）日本では、セルフSSにおいて**品目の表示と彩色の指定**が義務付けている。



諸外国の消火設備



諸外国の誤給油対策



日本の誤給油対策

まとめ

- 諸外国では、E10（一部の国においてはE20）導入にあたり、大規模なインフラ更新ではなく、既存設備の素材適合性の確認や誤給油への対策が主な対応となっている。
- 諸外国の取り組みを踏まえると、現行法令のE10対応は十分であると考えられる。一方、E20は一部の国での導入・実証にとどまっていることから、今後の普及状況を注視しつつ、国内供給目標を見据えた安全性の確認が必要がある。